

広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第二十二号

### 広島県未来チャレンジ資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県未来チャレンジ資金貸付規則（平成二十四年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の三項を加える。

3 この規則において「標準修業年限」とは、国内の大学院等専門課程にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の趣旨にのっとり定められた各大学院等専門課程の標準修業年限をいい、外国の大学院等専門課程にあつては国内の大学院等専門課程の標準修業年限に相当するものとして知事が認める当該大学院等専門課程の修業年限をいう。

4 この規則において「基準修業年限」とは、国内の大学院等専門課程にあつては次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める修業年限をいい、外国の大学院等専門課程にあつては国内の大学院等専門課程の基準修業年限に相当するものとして知事が認める当該大学院等専門課程の修業年限をいう。ただし、基準修業年限が三年を超える場合は、その期間は三年とする。

一 大学院設置基準第三条第二項ただし書、専門職大学院設置基準第三条第一項等の規定の趣旨にのっとり、教育研究上の必要又はその実施状況等に応じて定められた標準修業年限以外の標準修業年限（以下「通常の修業年限」という。）を複数定めていない場合 当該通常の修業年限

二 前号に掲げる場合以外の場合 通常の修業年限のうち期間の最も長いもの

5 この規則において「適用修業年限」とは、貸付対象者に適用される標準修業年限（貸付対象者の大学院等専門課程の修了要件に係る修了期間が短縮された場合は、標準修業年限から短縮された期間を除いた期間）をいう。ただし、適用修業年限が基準修業年限を超える場合は、基準修業年限を適用修業年限とする。

第四条第一項の表中「通常の修学年限」を「適用修業年限」に改め、「又は三年間のいずれか短い期間」を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 適用修業年限が基準修業年限よりも短い場合における資金の貸付けに係る前項の規定の適用については、前項中「十万円」とあるのは「別表第一の上欄に掲げる基準修業年限の区分に応じ、同表下欄に掲げる額（千円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）」と、「二十万円」とあるのは「別表第二の上欄に掲げる基準修業年限の区分に応じて、同表下欄に掲げる額（千円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）」とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第四条関係）

基準 修 業 年 限 の 区 分	額
一年以内の期間	一二〇万円を適用修業年限の月数で除して得た額
一年を超え二年以内の期間	二四〇万円を適用修業年限の月数で除して得た額
二年を超える期間	二四〇万円と一〇万円に基準修業年限の月数から二四を減じた数を乗じた額との合計額を適用修業年限の月数で除して得た額

別表第二（第四条関係）

基準 修 業 年 限 の 区 分	額
一年以内の期間	二四〇万円を適用修業年限の月数で除して得た額
一年を超え二年以内の期間	四八〇万円を適用修業年限の月数で除して得た額
二年を超える期間	四八〇万円と二〇万円に基準修業年限の月数から二四を減じた数を乗じた額との合計額を適用修業年限の月数で除して得た額

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の広島県未来チャレンジ資金貸付規則による貸付けの決定については、なお従前の例による。